

介護保険料について

令和6年4月からの介護保険料が決まりました

介護保険制度は、制度施行以降、高齢者を支える制度として定着しており、3年ごとに介護保険における事業計画を策定して、介護サービスの見込み量やサービスの確保の方法などを具体的に計画することになっています。

昨年度に「第8期小鹿野町総合保健福祉計画」の見直しを行い、今年度から3年間の計画である「第9期小鹿野町総合保健福祉計画」を策定いたしました。

この事業計画に基づき、令和6年度～令和8年度の3年間を通じて介護保険が健全に運営できるよう、介護保険料を決定いたしました。

基準額は今までと同額の月額 5,990 円（年額 71,880 円）です

介護保険料は、今後3年間の介護保険に必要なサービス費用の推計額から第1号被保険者（65歳以上の人）の人数や負担割合（23%）に基づいて市町村ごとに基準額を算定します。その結果、基準額は今までと同額の月額 5,990 円となりました。

保険料額の負担は住民税の課税状況や所得金額に応じて段階化されており、基準額（年額 71,880 円）に保険料割合を乗じた額になっています。

制度改正に伴う介護保険料の改正点

令和6年4月から介護保険料段階が9段階から13段階へ多段階化になりました。本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円を超える場合、合計所得金額に応じて保険料段階が細分化され、保険料割合が高くなりました。

住民税が非課税世帯の第1段階から第3段階の場合、軽減措置が拡充されました。

■ 介護保険料段階一覧表 ■（令和6年度～令和8年度）

段階	対 象 者	年間保険料 (保険料割合)
第1段階	生活保護受給者 住民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者 住民税非課税世帯で前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	20,480 円 (基準額×0.285)
第2段階	住民税非課税世帯で 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	34,860 円 (基準額×0.485)
第3段階	住民税非課税世帯で 前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	49,230 円 (基準額×0.685)
第4段階	本人が住民税非課税で世帯のどなたかに住民税が課税されており前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	64,690 円 (基準額×0.9)
第5段階	本人が住民税非課税で世帯のどなたかに住民税が課税されており前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の人	71,880 円 (基準額)

第6段階	本人が住民税課税で 合計所得金額120万円未満の人	86,250 円 (基準額×1.2)
第7段階	本人が住民税課税で 合計所得金額120万円以上210万円未満の人	93,440 円 (基準額×1.3)
第8段階	本人が住民税課税で 合計所得金額210万円以上320万円未満の人	107,820 円 (基準額×1.5)
第9段階	本人が住民税課税で 合計所得金額320万円以上420万円未満の人	122,190 円 (基準額×1.7)
第10段階	本人が住民税課税で 合計所得金額420万円以上520万円未満の人	136,570 円 (基準額×1.9)
第11段階	本人が住民税課税で 合計所得金額520万円以上620万円未満の人	150,940 円 (基準額×2.1)
第12段階	本人が住民税課税で 合計所得金額620万円以上720万円未満の人	165,320 円 (基準額×2.3)
第13段階	本人が住民税課税で 合計所得金額720万円以上の人	172,510 円 (基準額×2.4)

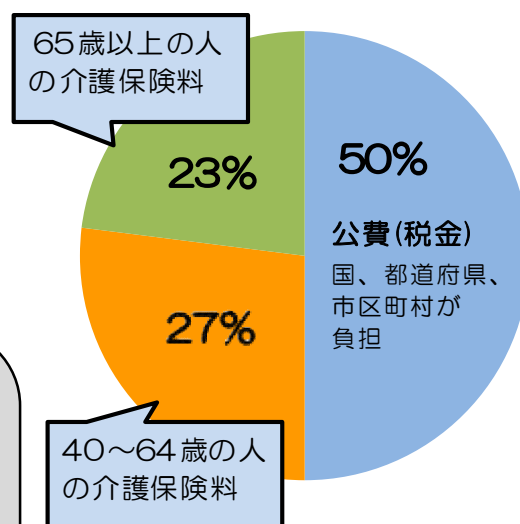
社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費（税金）」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。

40歳以上の方が納めている介護保険料が大切な財源になっています。

介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

▼介護保険の財源の内訳
第9期（令和6年度～令和8年度）



保険料の上昇を緩和するため、基金を活用し 基準額に反映させています。

第9期の介護保険料の決定において、保険料の上昇を少しでも抑制するため、小鹿野町では「介護保険給付費準備基金」を取崩し、保険料に充当することで基準額を計算しています。

そのため、第9期の保険料は今までと同額に抑えられました。